

紀陽ONE da FULLカード規定

(令和2年1月8日現在)

1. (適用範囲等)

- (1) 紀陽ONE da FULLカード(以下、「本カード」といいます。)とは、株式会社紀陽銀行(以下、「当行」といいます。)と株式会社紀陽カード(以下、「当社」といいます。)が共同で発行するカードをいい、本カードは当行のカード規定等に定めるサービス(以下、「キャッシュカードサービス」といいます。)と当社の「紀陽VISAカード&紀陽マスターカード会員規約」(以下、「会員規約」といいます。)に定めるサービス(以下、「クレジットカードサービス」といいます。)とを一体化し、双方の機能を1枚で提供します。
- (2) 本規定、「普通預金規定」、「普通預金等共通規定」、「カード規定」、「キヨー生体認証ICカード規定」、「ICカード規定」、「デビットカード取引規定」および会員規約等を承認のうえ、当行に本カードの利用を申込み、当行と当社が認めた方(以下、「利用者」といいます。)に対して、本カードを発行し貸与します。なお、本カードのキャッシュカード機能は、お取引の際に生体認証が必要となる生体認証ICカードとなります。
- (3) 本カードでは、キャッシュカードサービスをご利用いただく普通預金口座がクレジットカードサービスの利用代金等を決済する預金口座(以下、「決済口座」といいます。)となります。なお、この決済口座に指定できる口座は当行所定の普通預金口座に限り、原則として変更することができません。変更される場合は本カードを解約したうえで、再度お申込みいただきます。
- (4) 本カードは、会員規約に定める本人会員のみが利用できます。ただし、クレジットカードサービスについては会員規約に定める家族会員カード、キャッシュカードサービスについてはカード規定等に定める代理人カードをそれぞれ作成することができます。なお、本カードのお申込みについては、決済口座の口座名義にかかわらず屋号付きの名称・通称は受け付けません。また、お申込みは、当行または当社のそれぞれからお届出住所宛に通知や連絡を行うことをご了解いただける方に限ります。

2. (カードの所有権)

- (1) 本カードの所有権は当行および当社に帰属します。利用者へは、当行と当社の承認のもとに貸与するものとし、利用者は善良なる管理者の注意をもって本カードを利用・管理するものとし、
- (2) 利用者は、本カードについて、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできないものとし、
- (3) 当行または当社のいずれかより本カードの返却の請求があった場合は、利用者はその請求に従って本カードを返却するものとし、

3. (カードの作成および交付)

- (1) 当行と当社は、本カードの作成を第三者に委託することができるものとし、また、本カードの交付についても当行と当社が指定する委託先からお届出の住所宛へ郵送することができるものとし、
- (2) 本カードの交付を受けた場合は、直ちにカード裏面の所定の場所に契約者ご本人の自筆にて署名をしてください。この署名はクレジットカードサービスご利用の際に必要なに応じて使用していただくものであり、この署名がない場合には、クレジットカードサービスをご利用いただけない場合があります。
- (3) 本カードの発行前に利用者が保有していたキャッシュカードについては、利用者が本カードのキャッシュカードサービスを利用した時点で失効するものとし、
- (4) 本カードが、万一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行または当社で所定の期間のみ保管します。この場合、利用者は当行のお取引店にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けるものとし、所定の期間を経過した場合は、お申込はなかったものとして当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合はあらかじめ本カードのお申込が必要となります。
- (5) 本カードの発行が認められなかった方には、生体認証ICカードを交付します。この場合、別途生体認証ICカード発行のための申込書は必要ありません。なお、すでに決済口座の生体認証ICカードをお持ちの方は、新たに生体認証ICカードを発行せず、そのカードを引き続きご利用いただくものとし、
- (6) 前項の場合でも入会申込書、およびご提出いただいた書類は返却いたしません。

4. (カードの利用・機械の誤操作について)

- (1) 本カードのご利用にあたっては、カード表面の記載にしたがいクレジットカードサービスと生体認証またはICによるキャッシュカードサービスおよび磁気ストライプによるキャッシュカードサービスとをそれぞれ間違いのないように利用してください。
- (2) 利用者が、本カードのデビットカードとしての機能(「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。)およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用する場合には、本カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。
- (3) 自動機などにこのカードを挿入する方向を誤る等により取引が行われた場合であっても、このカードが会員規約ならびに本規定、カード規定、キヨー生体認証ICカード規定、ICカード規定および自動機などの案内通りに利用された場合、当該取引は有効なものとして取扱います。当該取引の取消しまたは訂正はできません。

5. (カードの記載事項)

- (1) 本カードについては表面に次の事項を記載します。
 - ①決済口座の口座番号
 - ②クレジットカード会員番号
 - ③契約者名(預金者名・会員名)
 - ④カード有効期限
- (2) 前項③の契約者名は、本カードの申込書記載の契約者名またはカード表記用のお名前(ローマ字)で記載させていただきます。

6. (有効期限更新時の取扱い)

- (1) 前条第1項④のカード有効期限は、本カードについてのクレジットカードサービスとキャッシュカードサービスに共通の有効期限です。当該有効期限経過後は、本カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスのご利用はできなくなります。
- (2) 本カードの有効期限が到来する場合、当行と当社が引き続き利用者として承認するときは、有効期限を更新した新しいカードを送付します。この場合、新しいカードの交付については、再発行手数料は必要ありません。なお、カードの作成および交付については、前記3. に準じます。
- (3) 前項の場合において、当社が有効期限の更新を承認しないときは、有効期限到来済の本カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスは有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは利用者の責任において破棄するものとします。
- (4) 前項の場合において、特に利用者の届出がなくとも、当行は必要に応じて生体認証ICカードを発行し、届出住所宛に送付することができるものとします。この場合は、キャッシュカード用暗証番号を含め、本カードでの当行との間のキャッシュカードサービスに関する契約は、そのまま継続するものとします。

7. (カードの喪失等)

- (1) 利用者は、本カードが紛失・盗難・詐取・横領等(以下併せて「喪失等」といいます。)にあった場合には、直ちにその旨を当行および当社に通知し、最寄りの警察署に届出を行うものとします。
- (2) 喪失等の通知を当行が受けた場合には、当行がキャッシュカード機能を停止するものとします。また喪失等の通知を当社が受けた場合には、当社がクレジットカード機能を停止するものとします。
- (3) 前記(2)にかかわらず、当行および当社のいずれかに喪失等の通知があった場合、当行がキャッシュカード機能を、当社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
- (4) 利用者は、本カードが喪失等にあった場合には、前記(1)の通知のほか当行に所定の書面により届出を行うものとします。この届出前に生じた損害については、当行および当社は責任を負わないものとします。
- (5) 前記(2)(3)により機能を停止したカードが発見された場合でも、そのカードはご利用になれません。引続き利用する場合は後記8. によるカードの再発行が必要となります。
- (6) 本カードの喪失等により生じた損害の処理については、利用者と当行の間では「カード規定」、「デビットカード取引規定」等を、利用者と当社の間では会員規約を、それぞれ適用することとします。

8. (カードの再発行)

- (1) 盗難・紛失その他の事由により本カードを再発行する場合は、当行本支店まで申し出てください。
- (2) このカードを再発行する場合、新しいカードが交付されるまでの間はこのカードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用はできないものとします。これにより万一損害などが発生した場合でも、当行および当社の責に帰す事由による場合を除き、当行および当社は責任を負いませんのでご了承ください。また、紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、本カードを当行に返却する必要があるものとします。ただし、当行が返却の必要がないと判断した場合は、この限りではありません。
- (3) 本カードの再発行が認められなかった場合は、生体認証ICカードを交付します。
- (4) 本カードの再発行にあたっては、当行および当社所定の手数料をお支払いいただくことがあります。

9. (届出事項の変更)

- (1) 住所、氏名、電話番号、勤務先など、本カードについての届出事項に変更があった場合には、利用者はすみやかに所定の書面により当行所定の窓口（原則として決済口座の口座開設店になります。）に届出るものとします。当社への届出は当行が取り次ぎます。この所定の書面による届出の前に生じた損害については当行および当社は責任を負いません。
- (2) 氏名に変更があった場合には、前記8. によるカードの再発行が必要となります。
- (3) クレジットカードサービスに利用する暗証番号を変更する場合には、前記8. によるカードの再発行が必要となります。

10. (カード種類の変更)

- (1) 利用者は、本カードのクレジットカード機能のうちカード種類の変更を申し込む場合には、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもってカード種類の変更の申込が当社にあったものとします。
- (2) 前記(1) の場合に、新たに本カードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を、一部利用できなくなることもあります。これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

11. (クレジットカード機能の利用停止)

- (1) 利用者が本規定または会員規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合には、当社はクレジットカード機能を停止することができるものとします。
- (2) 当社が前記(1) によりクレジットカード機能の利用停止を行った場合および会員規約に定める会員資格の取消を行った場合（以下併せて「利用停止等の場合」といいます。）は、同時に本カードのキャッシュカード機能は利用できなくなるものとし、当行は当行所定の生体認証ICカードを発行し貸与するものとします。
- (3) 利用停止等の場合に、当行から新たに当行所定のカードが交付されるまでの間、利用者がキャッシュカード機能等を利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
- (4) 利用停止等の場合には、当社は利用者に事前に通知・催告等することなく、本カードが利用可能な自動機や会員規約記載の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。利用者は、当行または当社からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

12. (利用者によるカードの解約等)

- (1) 利用者は、本カードについて次のことを行う場合には、当行に所定の書面により申込または届出を行うものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって会員規約に定める申込または届出があったものとします。
 - ①本カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカード機能が利用できる当行所定のカードと当社所定のカードの発行を希望する場合
 - ②本カードのキャッシュカード機能の利用を取りやめ、当社所定のカードの発行を希望する場合
 - ③決済口座または当社とのカード会員契約を解約する場合
- (2) 前記(1) の場合に、利用者は、当該カードのほか当行が指定する他のカードもあわせて、当行に提出するものとします。なお、これにより新たに当行所定のカードまたは当社所定のカードが交付されるまでの間、利用者がキャッシ

ュカード機能等およびクレジットカード機能を利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

1 3. (情報の管理および同意)

- (1) 利用者は、当行および当社がその相手方に対して、または当行および当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、本カードの発行、交付、その他本カードの業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、クレジットカード会員番号等の利用者情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。
- (2) 利用者は、当行と当社との間において、以下の目的・範囲内で、利用者に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。

①目的

本カードの発行・交付、および当行と当社が利用者の管理を行うため

②情報の範囲

本申込書等に記載された利用者の属性情報（住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先など）およびその変更内容、決済口座番号、クレジットカード会員番号、本カードについての利用者に関する情報（当社の審査結果・会員資格の取消の事実等（ただしその理由は除く））、利用者とは当行および当社との取引内容

- (3) 当行、当社および情報処理・事務処理を委託する第三者は、提供を受けた利用者の情報を、厳正に管理するものとします。

1 4. (目的範囲内の情報提供および同意)

- (1) 利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当社が当行に提供することにあらかじめ同意するものとします。

①目的

A 当行が、利用者へ預金・投資信託・ローン等の当行が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため

B 当行が、利用者により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

②情報の範囲

当社が保有する利用者の取引内容に関する情報（前記1 3. の内容に加えて、本カードの利用状況・ローン残高等を含むものとします。）

- (2) 利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当行が当社に提供することにあらかじめ同意するものとします。

①目的

A 当社が、利用者へクレジットカード・ローン等の当社が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため

B 当社が、利用者により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

②情報の範囲

当行が保有する利用者の取引内容に関する情報（前記1 3. の内容に加えて、預金・投資信託・住宅ローン等の内訳およびその残高、各種サービスの契約状況等を含むものとします。）

- (3) 当行および当社は前記(1) および(2) により提供を受けた利用者の情報を厳正に管理するものとし、当行および当社のみが利用するものとします。
- (4) 利用者が本条項に定める情報交換・利用に同意するときは、当行所定の書面により届出を行うものとします。この場合本条項を適用するものとします。

1 5. (規定の準用)

本規定に特段の定めがない場合は、本カードのキャッシュカード機能については「カード規定」、「キョー生体認証ICカード規定」、「ICカード規定」、「デビットカード取引規定」等を、クレジットカード機能については会員規約を、準用するものとします。

1 6. (本規定の変更等)

- (1) 本規定の各条項、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方法により変更できるものとします。

- ①当行が変更内容を当行の店頭表示その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日（以下「相当期間経過日」といいます。）から適用されるものとします。
 - ②変更内容を当社から通知すること、または新規規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当社から通知した後、または新規規定を送付した後に本カードを利用したとき（以下「通知後のカード利用日」といいます。）に利用者が承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとします。
- (2) 本規定の変更等を前記(1)の双方により行う場合、その変更内容は、相当期間経過日または通知後のカード利用日のいずれか先に到来した日から適用されるものとします。

以 上